

長期履修学生制度規程

(目的)

第1条 学則第63条の規定により、職業や家事等に従事しながら本学に入学することを希望する者が、事情に応じて柔軟に学則第15条に定める修業年限を越えて履修を行えるようにするために長期履修学生制度を設ける。

(応募資格)

第2条 本制度への応募資格者は、学則第21条に規定する入学資格を満たす者で、長期履修学生となることを希望する者とする。

(選考方法)

第3条 学長は、教授会の議を経て、長期履修学生としての入学を許可する。

(入学出願の手続)

第4条 長期履修学生として入学を志願する者は、「長期履修学生入試」を受験するものとする。

(修業年限)

第5条 修業年限は、3年以上6年以下とし、学生が個々の事情に応じて出願時に申請する。なお、在学中にやむを得ざる理由が生じたときは、教授会の審査を経て、期間変更することができる。

(在学年限)

第6条 長期履修学生は、6年を超えて在学することができない。

(授業料)

第7条 授業料は、学則第48条に定める授業料を在学期間に応じて、分割納入することができる。

(履修方法)

第8条 授業科目の履修に関しては、学則第26条から第34条までの規定及び履修規程の定めるところによる。原則として、1年生を対象とする科目を履修した後に、2年生を対象とする科目を履修するものとする。ただし、授業担当者の許可が得られた科目については、2年生を対象とする科目を先に履修することができる。

第9条 1年間に取得できる単位数は、28単位(教職課程を履修する場合は36単位)を上限とする。

(雑則)

第10条 本学学則は、第15条、第16条、第48条を除き、長期履修学生にも準用するものとする。

附則

施行 平成17年4月1日

改正 平成20年4月1日